

# 新型コロナウイルス感染症への対応について（第13報）

## （当所主催等の会議・イベントの実施基準等）

令和3年4月19日  
上越商工会議所  
会頭 高橋 信雄

4月12日現在、宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府及び沖縄県に「まん延防止等重点措置」が実施されており、新潟県内においても、連日複数の陽性者が確認され、県の警報も継続し、4月16日には、新潟市を対象に特別警報が発令される状況となっている。

これらのことを受け、感染拡大が終息するまで、引き続き、感染拡大機会の防止と減少に努めることとする。

### 記

#### 1 継続的に取り組む対策

- (1) こまめな手洗いと手指のアルコール消毒の徹底
- (2) 咳エチケットの徹底
- (3) マスク着用の徹底
- (4) 出勤前の体温測定と報告
- (5) 定期的な事務室の換気（最低1時間に1回以上）
- (6) 会議室使用後の消毒の徹底

#### 2 主催または共催等の会議・イベント等の開催について

- (1) 以下の条件を目安に、適切な感染防止策を講じた上で、開催する。
  - ア 飲食を伴わないもの  
100%以内（席がない場合は、適切な間隔を設けること）
  - イ 飲食を伴うもの  
50%以内（席がない場合は、十分な間隔を設けること）

#### 【実施にあたっての注意事項】

- (1) 3密（密閉・密集・密接）を回避する措置を講じること
  - ア 適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
  - イ 出席人数を限定し、時間短縮を図る。
  - ウ 近距離での会話や発声を避ける形式で開催する。
- (2) 適切な感染防止対策を講じること
  - ア 手指の消毒及びマスクの着用
  - イ 参加者の体調管理の徹底

#### 3 まん延防止等重点措置が適用された都道府県等への往来について

- (1) まん延防止等重点措置が適用された地域（宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県）への往来は慎重に検討する。
- (2) 緊急事態宣言が発令されていた都道府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県）においては、飲み会、接待を伴う飲食は避ける。
- (3) 往来後に、体調が悪く感じたら、必ず医療機関を受診する。